

改正

昭和六二年 九月規則第七二号
平成 元年 一月規則第一号
平成 元年 三月規則第二六号
平成 元年一二月規則第七五号
平成 四年 三月規則第二八号
平成 五年 三月規則第三〇号
平成 五年 七月規則第四四号
平成 六年一一月規則第六三号
平成 七年 三月規則第二九号
平成 七年 九月規則第五六号
平成一二年 三月規則第八号
平成一三年 三月規則第三五号
平成一三年 八月規則第九一号
平成一六年一二月規則第七二号
平成一七年 三月規則第三号
平成一八年 三月規則第四一号
平成二〇年 四月規則第二九号
平成二〇年 五月規則第四九号
平成二〇年 七月規則第五五号
平成二四年 一月二〇日規則第二号
平成二四年 七月一〇日規則第六〇号
平成二四年一一月 一日規則第七二号
平成二六年 九月三〇日規則第七五号
平成二七年 六月 一日規則第四一号
平成二八年一〇月二〇日規則第八六号

第一条 この規則は、江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例（昭和六十二年三月江戸川区条例第十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第二条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（禁止区域の告示等）

第三条 条例第十条第二項の規則で定める告示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 禁止区域の指定、変更又は解除の日及びその範囲
- 二 前号に定めるもののほか、区長が必要と認める事項

2 条例第十条第三項の規定による禁止区域の周知は、当該区域内における禁止区域の標識、看板等の設置により行うものとする。

（禁止区域外の放置自転車等の措置）

第四条 条例第十三条第一項の規定による指導は、当該場所に自転車等を放置してはならない旨を明示して立て看板等の設置により行うものとする。

2 条例第十三条第二項の規定による警告は、放置自転車等を撤去する日の七日前までに警告書により行うものとする。

一部改正〔平成二四年規則六〇号〕

（撤去の方法等）

第四条の二 区長は、条例第十二条、第十三条第二項、第十四条及び第二十条第一項の規定により自転車等を撤去するに当たり、自転車等がガードレール、電柱その他工作物にチェーン等により結び付けられている場合において、当該チェーン等を切断しなければ当該自転車等を撤去することができないときは、当該チェーン等を切断のうえ撤去することができる。

2 区は、前項の規定により切断したチェーン等の補償の責を負わないものとする。

追加〔平成五年規則四四号〕、一部改正〔平成二四年規則二号・二七年四一号〕

（保管した自転車等の措置）

第五条 区長は、条例第十五条第一項の規定により保管した自転車等について、当該自転車等の形状等を自転車等保管台帳に記載し、処理するものとする。

2 条例第十五条第二項の規定による通知は、放置自転車等返還通知書により行うものとする。

3 条例第十五条第三項の規則で定める告示事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 自転車等の車種、車体番号及び防犯登録番号
- 二 撤去した日及び自転車等の撤去場所

三 保管場所

四 返還期日及び時間

五 前各号に定めるもののほか、区長が必要と認める事項

4 条例第十五条第四項の相当の期間は、十五日とする。

一部改正〔平成元年規則七五号・五年三〇号・二四年六〇号・二七年四一号・二八年八六号〕
(自転車等の引取り)

第六条 条例第十二条、第十三条第二項、第十四条、第二十条第一項又は第二十二条の規定により撤去又は移送された自転車等を引き取ろうとする者は、住所及び氏名を証する書類を提示し、返還請求書を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成二四年規則六〇号・二七年四一号〕
(放置自転車等の返還に係る費用の免除)

第六条の二 条例第十六条第一項ただし書に規定する特別の理由とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

一 撤去又は移送された自転車等が盗難されたものであつて、撤去又は移送の日時(撤去又は移送の日時と盗難の被害届が受理された日時が同じである場合を除く。)までに当該自転車等に係る盗難の被害届が警察署に受理されているとき。

二 前号に定めるもののほか、区長が正当な理由があると認めるとき。

追加〔平成二四年規則六〇号〕、一部改正〔平成二七年規則四一号・二八年八六号〕
(指定自転車駐車場)

第七条 条例第十七条第一項の指定自転車駐車場は、区長が別に定める。

一部改正〔平成一二年規則八号・一八年四一号・二四年六〇号〕
(利用登録の手続等)

第八条 条例第十七条第一項の規定により指定自転車駐車場の利用登録を受けようとする者は、区長に自転車駐車場利用登録申請書を提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、利用登録の適否を決定し、利用登録を適当と認めた者に対しては自転車駐車場利用登録承認通知書により、利用登録を不適當と認めた者に対しては自転車駐車場利用登録不承認通知書により通知する。

3 利用登録の順序は、住居、勤務先等から駅までの距離に差異がある場合は、その距離が離れている者を優先する。

一部改正〔平成二四年規則六〇号〕

(利用登録資格者)

第九条 条例第十七条第二項に規定する指定自転車駐車場の利用登録を受けることができる者は、区内又は区に隣接する地域に住所、勤務先等を有し、通勤、通学等のため住居、勤務先等と指定自転車駐車場との往復に自転車等を利用する者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、区長が特に必要と認める者は、この限りでない。

- 一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の規定による身体障害者手帳若しくは東京都愛の手帳交付要綱（昭和四十二年三月二十日付け四十二民児精発第五十八号）による愛の手帳の交付を受けている者又はこれに準ずる者
- 二 住居、勤務先等が駅からおおむね七百メートルを超える距離にある者
一部改正〔平成二七年規則四一号・二八年八六号〕

(利用登録の有効期間)

第十条 条例第十七条第二項に規定する指定自転車駐車場の利用登録の有効期間は、利用登録を受けた日から直近の三月三十一日までとする。

一部改正〔平成元年規則二六号・四年二八号〕

(利用登録証の交付)

第十一条 区長は、条例第十七条第一項の規定により利用登録を受けた者に対し、利用登録証を交付するものとする。

- 2 前項の利用登録証の交付を受けた者は、利用する自転車等の見やすい所にこれを貼らなければならない。

一部改正〔平成元年規則二六号・二四年六〇号〕

(登録手数料の減免)

第十二条 条例第十八条第二項の規定により登録手数料を減額し、又は免除することができる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいい、減額又は免除する額は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用登録者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）による支援給付を受けている者であるとき 免除
 - 二 前号に定めるもののほか、区長が特に必要と認めるとき 区長が別に定める額
- 2 前項に規定する登録手数料の減額又は免除を受けようとする者は、自転車駐車場利用登録手数料減額・免除申請書を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成二〇年規則五五号・二四年六〇号・二六年七五号・二七年四一号〕

（登録手数料の還付）

第十三条 条例第十八条第三項ただし書の規定により登録手数料を還付することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 利用登録後三十日以内にやむを得ない理由により利用をやめたとき。
- 二 前号に定めるもののほか、区長が特に理由があると認めるとき。

2 前項に規定する登録手数料の還付を受けようとする者は、自転車駐車場利用登録手数料還付申請書を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成二四年規則六〇号・二七年四一号・二八年八六号〕

（利用登録の取消し通知）

第十四条 区長は、条例第十九条の規定により利用登録を取り消したときは、自転車駐車場利用登録取消し通知書により当該利用登録者に通知するものとする。

一部改正〔平成二四年規則六〇号・二七年四一号〕

（様式）

第十五条 この規則の施行について必要な様式は、別に定める。

追加〔平成二四年規則六〇号〕

（委任）

第十六条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

一部改正〔平成二四年規則六〇号〕

付 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和六十二年九月一日から施行する。

一部改正〔昭和六二年規則七二号〕

（経過措置）

2 条例第十八条第一項に規定する費用の徴収は、平成五年四月一日以後の利用登録者に適用する。

追加〔昭和六二年規則七二号〕、一部改正〔平成元年規則二六号・四年二八号〕

付 則（中間省略）

付 則（平成二〇年四月一日規則第二九号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二〇年五月三〇日規則第四九号）

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

付 則（平成二〇年七月一日規則第五五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則第十二条の規定は、平成二十年四月一日以後の登録手数料から適用し、同日前の登録手数料に係る減免の取扱いについては、なお従前の例による。

付 則（平成二四年一月二〇日規則第二号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成二四年七月一〇日規則第六〇号）

改正

平成二四年一一月 一日規則第七二号

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び別表第一を削る改正規定は、江戸川区自転車駐車場条例の一部を改正する条例（平成二十四年十一月江戸川区条例第四十五号）別表第一の改正規定（江戸川区京成小岩駅東駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅南駐輪場の項、江戸川区京成小岩駅北駐輪場の項及び江戸川区京成小岩駅北二号駐輪場の項に係る部分に限る。）の施行の日から施行する。

一部改正〔平成二四年規則七二号〕

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例施行規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（平成二四年一一月一日規則第七二号）

この規則は、平成二十四年十一月五日から施行する。

付 則（平成二六年九月三〇日規則第七五号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

付 則（平成二七年六月一日規則第四一号）

この規則は、公布の日から施行し、平成二十七年五月一日から適用する。

付 則（平成二八年一〇月二〇日規則第八六号）

この規則は、公布の日から施行する。